

吸収合併に係る事後開示書類

2024年3月31日
大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
共英製鋼株式会社
代表取締役 廣富靖以

当社および関東スチール株式会社（以下「関東スチール」といいます。）は、2023年10月31日付で締結した吸収合併契約（以下「本件合併契約」といいます。）に基づき、2024年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、関東スチールを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併の効力が生じた日

2024年3月31日

2. 吸収合併消滅会社（関東スチール）における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の差止請求手続について

当社は、関東スチールの発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

② 反対株主の株式買取請求手続について

当社は、関東スチールの発行済株式の全部を所有しておりますので、該当事項はありません。

③ 新株予約権買取請求手続について

関東スチールは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

④ 債権者異議手続について

関東スチールは、会社法第789条第2項及び第3項に従い、2024年2月13日付の官報にて、本合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社（当社）における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続

の経過、並びに第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

① 反対株主の差止請求手続について

当社において、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

② 反対株主の株式買取請求手続について

当社において、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

③ 債権者異議手続について

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に従い、2024 年 2 月 13 日付の官報にて、本合併についての債権者異議申述公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社（当社）が吸収合併消滅会社（関東スチール）から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、関東スチールの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社（関東スチール）が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日

2024 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本件合併契約について、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本合併に反対する旨を通知した当社の株主の有する議決権の数は 90 個であり、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に定める株式の数には達しませんでした。

以上

別紙（吸収合併消滅会社の吸収合併に係る事前開示書類）

（添付のとおり）

吸収合併に係る事前開示書類

2024年2月13日
茨城県土浦市大畑580番地
関東スチール株式会社
代表取締役 川上浩生

当社は、2023年10月31日付で共英製鋼株式会社（以下「共英製鋼」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、共英製鋼を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙①の合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

共英製鋼は当社の完全親会社であるため、本合併に際して株式その他の対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

① 吸収合併存続会社（共英製鋼）

イ) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

共英製鋼は、有価証券報告書および四半期報告書を近畿財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

ロ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

② 吸収合併消滅会社（当社）

イ) 最終事業年度に係る計算書類等

当社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙②のとおりです。

ロ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社（共英製鋼）の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の共英製鋼の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の共英製鋼の収益状況およびキャッシュフローの状況について、共英製鋼の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ認識しておりません。


したがって、本合併の効力発生日以降における共英製鋼の債務について履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上

別紙①（吸収合併契約書）

（添付のとおり）

合併契約書



共英製鋼株式会社（本店：大阪市北区堂島浜一丁目4番16号、以下、「甲」という。）および関東スチール株式会社（本店：茨城県土浦市大畑580番地、以下、「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関して、本日、次のとおり契約する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：共英製鋼株式会社

本店：大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

（2）吸収合併消滅会社

商号：関東スチール株式会社

本店：茨城県土浦市大畑580番地

（存続会社が交付する金銭等）


第2条 甲は乙の発行済株式のすべてを保有しているため、本合併に際して新たな株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行わないものとする。

（増加すべき存続会社の資本金および準備金）

第3条 本合併により増加する甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における乙の資産および負債の状態により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

- | | |
|----------|-------|
| 1. 資本金 | 増加しない |
| 2. 資本準備金 | 増加しない |
| 3. 利益準備金 | 増加しない |

（本契約の承認）



第4条 甲および乙は、会社法第796条第2項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

(効力発生日)

第5条 本合併が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、令和6年3月31日とする。ただし、本合併の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲および乙が協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(引き継ぎ)

第6条 乙はその作成による令和5年3月31日現在の貸借対照表および財産目録を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

2 乙は、前項の貸借対照表および財産目録作成日の翌日から効力発生日までの資産負債の変動について、計算書を作成して甲に報告する。

(管理執行義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって資産および負債の管理ならびに通常の業務の執行を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議・合意のうえ、これを行うものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第8条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲および乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたときまたは合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲および乙が協議・合意のうえ、合併条件を変更し、または、本契約を解除できる。

(規定外条項)

第9条 本契約書に規定するものの外、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

以上

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月31日

(甲) 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号
共英製鋼株式会社
代表取締役 廣 富 靖 以



(乙) 茨城県土浦市大畑580番地
関東スチール株式会社
代表取締役 川 上 浩 生





別紙②（当社の最終事業年度に係る計算書類等）

（添付のとおり）

関東スチール株式会社

会計監査人監査報告書

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
附属明細書

第 24 期

(2022年 4月 1日から)
2023年 3月 31日まで)

有限責任 あずさ監査法人

貸借対照表

(2023年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,393,549	流動負債	5,156,009
現金及び預金	648,655	支払手形	9,746
電子記録債権	4,057,986	電子記録債務	580,634
売掛金	4,405,897	買掛金	1,639,412
製品	1,353,421	未払金	931,562
半製品	209,793	未払法人税等	898,732
原材料	500,071	未払消費税	336,611
貯蔵品	1,006,939	未払費用	125,543
ロ－ル	187,469	前受収益	420
前払費用	14,534	預り金	46,191
その他	17,258	営業外電子記録債務	495,041
貸倒引当金	△ 8,479	賞与引当金	92,113
固定資産	11,475,674	固定負債	364
有形固定資産	10,560,976	長期前受収益	364
建物	2,402,559		
構築物	682,530		
機械及び装置	3,809,169		
車両及び運搬具	5,796		
工具器具及び備品	151,985		
土地	3,315,308		
建設仮勘定	193,626		
無形固定資産	780,427		
借地権	737,046		
ソフトウェア	40,316		
その他	3,064		
投資その他の資産	134,271		
出資金	2,500		
長期前払費用	93		
前払年金費用	88,439		
繰延税金資産	35,462		
その他	7,776		
		負債合計	5,156,373
		(純資産の部)	
		株主資本	18,712,850
		資本金	2,810,000
		資本剰余金	46,428
		資本準備金	46,428
		利益剰余金	15,856,422
		利益準備金	656,071
		その他利益剰余金	15,200,350
		繰越利益剰余金	15,200,350
		純資産合計	18,712,850
資産合計	23,869,224	負債及び純資産合計	23,869,224

(注) 単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		26,052,787
売 上 原 価		21,930,009
売 上 総 利 益		4,122,777
販売費及び一般管理費		1,055,686
営 業 利 益		3,067,091
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,321	
そ の 他	9,414	11,736
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,730	
そ の 他	240	5,971
経 常 利 益		3,072,856
特 別 利 益		
固定資産除売却益	19,943	
投資有価証券売却益	39,000	58,944
特 別 損 失		
固定資産除売却損	113,924	113,924
税引前当期純利益		3,017,877
法人税、住民税及び事業税	888,604	
法人税等調整額	14,568	903,172
当 期 純 利 益		2,114,705

(注) 単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	其他有価証券 評価差額金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		其他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
2022年3月31日残高	2,810,000	46,428	46,428	656,071	13,085,645	13,741,717	16,598,145	20,410	20,410	16,618,555
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					-	-	-			-
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				-	-	-	-			-
利益準備金の積立て				-	-	-	-			-
当期純利益					2,114,705	2,114,705	2,114,705			2,114,705
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								△ 20,410	△ 20,410	△ 20,410
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	2,114,705	2,114,705	2,114,705	△ 20,410	△ 20,410	2,094,295
2023年3月31日残高	2,810,000	46,428	46,428	656,071	15,200,350	15,856,422	18,712,850	-	-	18,712,850

(注)単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日 〕

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料及び貯蔵品・・・総平均法に基づく原価法

貯蔵品の一部・・・最終仕入原価法

ロール・・・個別法に基づく原価法

（注）いずれも貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金・・・売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金・・・従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上していません。なお、当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

国内鉄鋼事業においては、主に鉄鋼製品を顧客に供給することを履行義務としており、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、製品の出荷時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

環境リサイクル事業においては、主に産業廃棄物処理というサービスの提供を履行義務としており、サービス提供の完了時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②グループ通算制度への適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,451,916 円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	13,440 円
短期金銭債務	59,918 円
(3) 固定資産の取得価額から控除した圧縮累計額	120,891 円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引	
営業取引	
売上高	190,422 円
売上原価	34,722 円
販売費及び一般管理費	4,813 円
営業取引以外の取引による取引高	5,730 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末発行済株式総数	普通株式	5,602,000 株
-------------------	------	-------------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	80,293 円
賞与引当金	28,205 円
未払事業税	23,472 円
その他	10,864 円
繰延税金資産小計	142,835 円
評価性引当額	△80,293 円
繰延税金資産合計	62,542 円
繰延税金負債	
前払年金費用	27,080 円
繰延税金負債合計	27,080 円
繰延税金資産の純額	35,462 円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については親会社借入及び銀行借入による方針です。デリバティブは、行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものについては、記載を省略しており、2023年3月31日（当期の決算日）において、記載の対象となる金融商品はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

①親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	住所	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	共英製鋼㈱	大阪市 北区	18,515,562	鉄筋コンクリート用棒 鋼・構造用棒鋼・形鋼・ 平鋼・角鋼等鉄鋼製品、 鋼片、鋳鉄および合金 鉄の製造・販売ならび に鋼材の加工・販売	被所有 直接100%	資金の借入	資金の借入 (注1)	3,850,000	短期借入金	-
							資金の返済	5,250,000		
							利息の支払 (注1)	5,730	未払利息	-

②兄弟会社等

種類	会社等の 名称	住所	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	共英産業㈱	大阪市 北区	180,000	再生砕石バラス製造販 売、産業廃棄物処理及 び土木建設資材の製 造・販売 自動車運送取扱事業	なし	原料、製品等の 購入及び販売 等	製品等の売上 (注2)	2,348,564	売掛金	736,591

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等については、以下の通りであります。

1. 資金の借入については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上、決定しております。

③関連会社等、役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 親会社情報

共英製鋼株式会社 … 東京証券取引所に上場

8. 一株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 一株当たりの当期純利益 | 377 円49 銭 |
| (2) 一株当たりの純資産額 | 3,340 円38 銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第 24 期

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日 〕

計 算 書 類 の 附 属 明 細 書

関 東 ス チ ー ル 株 式 会 社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	2,236,614	338,695	3,498	169,251	2,402,559	3,813,129	6,215,688
	構築物	640,361	79,662	474	37,019	682,530	1,034,946	1,717,476
	機械及び装置	3,369,366	870,248	11,408	419,035	3,809,169	9,270,645	13,079,815
	車両及び運搬具	9,789	320	-	4,313	5,796	66,834	72,630
	工具器具及び備品	123,205	52,592	0	23,811	151,985	266,361	418,346
	土地	3,315,308	-	-	-	3,315,308	-	3,315,308
	建設仮勘定	205,676	1,341,072	1,353,122	-	193,626	-	193,626
	計	9,900,321	2,670,986	1,356,900	653,431	10,560,976	14,451,916	25,012,892
無形固定資産	借地権	737,046	-	-	-	737,046	-	-
	ソフトウェア	49,589	15,800	-	25,073	40,316	-	-
	その他	3,064	-	-	-	3,064	-	-
	計	789,700	15,800	-	25,073	780,427	-	-

(注) 当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

建物	厚生棟	266,210千円
機械及び装置	1～4 s t 主機インバーター更新	146,200千円
	電気炉マスト及びマストアーム更新工事	92,400千円
	オシユレーション本体組立品及び指示梁据付	66,700千円
	連鑄架構更新	55,850千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	6,678	8,479	6,678	8,479
賞与引当金	89,816	92,113	89,816	92,113

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
1. 発 送 運 賃	605,404	
2. 役 員 報 酬	49,588	
3. 給 与 手 当	79,829	
4. 賞与引当金繰入額	8,369	
5. 退 職 給 付 費 用	△ 7,279	
6. 減 価 償 却 費	46,650	
7. そ の 他	273,125	
計	1,055,686	

事業報告

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日 〕

(1) 事業の経過および成果

2022年度の日本経済は、2022年3月にまん延防止等重点措置が解除されて以降、消費と設備投資が前期比プラスで推移するなど、緩やかに持ち直し、多くの需要項目でコロナ禍前水準を回復しました。一方、ロシアのウクライナ侵略等による原材料価格の上昇や円安による輸入物価の上昇は国内物価を上昇させ、家計・企業の活動に影響を与えました。

我が国の粗鋼生産量は8,784万トンと前年比-8.1%となりましたが、棒鋼生産は760万トンと前年比-2.0%の微減に留まりました。

国内建設用鋼材市場は、前年度に比べて回復基調にありましたが、人手不足による工事遅延や資材高騰により需要は前年度を割り込む結果となりました。当社に於いては、国内出荷26万トンの計画を達成することができました(前年対比+8.8%)。収益面については、昨年より再生産可能な販売価格を謳い価格の引き上げに努めてまいりました。その結果、スクラップ価格も比較的落ち着いたこともあり、売買差が拡大し高い利益を確保することができました。

2022年度、売上高26,052百万円、営業利益3,067百万円、経常利益3,072百万円、当期純利益2,114百万円の結果となりました。

(2) 資金調達の状況

当年度も調達金利の外部流出防止及び金利負担の軽減を目的に親会社借入枠の設定を実施しました。運転資金枠として5,000百万円を設定し、必要資金の調達を行いました。当年度末の親会社借入金残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当年度は非生産投資として、厚生棟新設291百万円、維持更新投資として主機インバーター更新関連146百万円、電気炉マスト及びマストアーム更新工事92百万円、オシユレーション本体組立品及び指示梁更新工事関連66百万円、連鋳架構更新関連55百万円、総額1,345百万円の設備投資を行い、必要資金は全額自己資金で賄いました。

(4) 今後の見通しと当社が対処すべき課題

国内鉄鋼需要については、非住宅分野で倉庫・物流施設に加え、首都圏を中心に大型案件が堅調に推移することから、鋼材需要の増加が期待されております。

当社は、「厳しい競争や環境に打ち勝ち、社員が安心して生き活きと働く会社になる」をスローガンに外部環境の変化に柔軟、且つスピーディーに対応した強い会社を目指します。その中で、製造部門はエネルギー価格上昇に対応した原単位改善をすすめ、コストと品質の向上を図ります。営業部門は原料の安定購入の仕組みづくりを目指した施策を実施します。又、スクラップ過積載の撲滅をすすめます。操業面では、安全水準の向上を主眼に「安全行動強化運動」と機械化・自動化による本質安全化を推進します。これらの施策を実行し収益確保を目指してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

年度 区分	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (2021年3月期)	第 23 期 (2022年3月期)	第 24 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	17,889,311	16,113,603	20,513,190	26,052,787
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	3,174,995	1,947,150	△ 271,203	3,072,856
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	2,103,054	1,333,044	△ 283,879	2,114,705
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	375.41	237.95	△ 50.67	377.49
総資産(千円)	20,469,025	21,282,679	21,460,607	23,869,224
純資産(千円)	16,923,111	17,429,255	16,618,555	18,712,850
1株当たり純資産(円)	3,020.90	3,111.25	2,966.53	3,340.38

2. 会社の概況(2023年3月31日)

(1) 主要な事業内容

- ①鋼片および鋼材の製造・販売ならびに鋼材の加工
- ②産業廃棄物・一般廃棄物・医療廃棄物の収集・運搬および処分業
- ③土木・建築工事の設計ならびに施工
- ④一般貨物自動車運送事業および貨物運送取扱事業
- ⑤古物商および金属くず商

(2) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社・工場	茨城県土浦市

(3) 株式に関する事項

①発行済株式と株主数

項目	内容
会社が発行する株式の総数	普通株式 18,400,000株
発行済株式総数	普通株式 5,602,000株
株主数	1名

②大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
	株	%
共英製鋼株式会社	5,602,000	100

(4) 従業員の状況

区分	従業員	平均年齢	平均勤続年数
男性	145名(±0)	38.0才	14.0年
女性	7名(±0)	49.0才	15.4年
合計または平均	152名(±0)	38.5才	14.1年

(注)従業員数には、社外からの出向4名、嘱託者10名は含んでおりません。

尚、平均勤続年数は旧関東スチール株式会社における勤続期間を通算しております。

(5) 当社の重要な親会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は共英製鋼株式会社であり、同社は当社の株式を5,602,000株

(出資比率100%)保有しています。当社は親会社から主として役員への派遣、資金借入、技術援助を受けております。

②親会社との間の取引に関する事項

a 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

上記(5)①に記載の親会社である共英製鋼株式会社との取引の条件について、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しています。

b 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定にあたっては、親会社からの一定の独立性を確保し当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社の利益を害することはないものと判断しています。

当社の取締役会は、親会社との取引が適切な取引条件により行われており、当社の利益を害することはないものと判断しています。

3. 役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

役名	氏名	担当	他の法人等の代表状況等 または重要な兼職の状況
代表取締役社長	川上浩生		
取締役	高橋勇	製造・業務・生産 安全環境管理担当	
取締役	鈴木廣志		
監査役	林進		共英製鋼株式会社 執行役員経理部長兼情報システム部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役3名 49,588千円

監査役1名 親会社から派遣される監査役については無報酬としております

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

5,000千円

(3) 非監査業務の内容及び報酬等の額

①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
(経済産業省令第四十六号) 第29条第2項第3号に基づく手続業務

95千円

5. 業務の適正を確保するための体制

項目	内容
(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制	取締役の職務の執行に係る情報・文書については、社内規程に従い適切に保存・管理することとし、必要に応じて規程の見直し等の運用の検証を行う。
(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<p>①平時は、取締役会において中期経営計画、年度経営計画を策定し、月次・四半期・年度決算のサイクルによる損益管理を実施、事業環境の変化に迅速に対応する。</p> <p>②予想される主要なリスクに対して、各所管部署において規程・体制を整備するとともに、必要に応じてマニュアルの作成、研修会の実施等を行う。</p> <p>③重大な災害、事故および違法行為等が発生した緊急時において、「リスク管理委員会」を設置し、迅速で適正な危機対応が行える体制を整備する。</p>
(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<p>取締役会が取締役の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を基本とし、これらの体制が効率的に機能するために以下の体制を整備する。</p> <p>①取締役会は、取締役の職務執行が効率的かつ法律・定款に適合するよう、取締役会規程に基づき、取締役の職務執行を監督する。</p> <p>②取締役会で意思決定を行う事項を取締役会規程に定める。</p> <p>③日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各職責の責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。</p>
(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	<p>違法行為の発生を防止するため「コンプライアンス委員会」を設置し以下のコンプライアンス・プログラムを整備する。</p> <p>①コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する周知・啓発、及び違反またはその恐れのある場合の調査及び是正措置等を行う。</p> <p>②コンプライアンスに関する疑義が生じた場合に、使用人がコンプライアンス委員会に相談もしくは内部通報できる「コンプライアンス相談窓口」を設置する。</p> <p>③万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査役に報告される体制を構築する。</p>
(5) 監査役の監査に関する事項	<p>(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>①監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合、取締役は監査役と協議のうえ、専任または監査部門を兼任する使用人を配置するものとし、監査役は当該使用人を指揮することができる。</p> <p>②上記使用人の人事異動および人事考課等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保す</p>

	<p>る。</p> <p>(2) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>①監査役は、取締役会等の重要会議に出席して情報を共有するとともに、取締役及び使用人は、法律の定めにより監査役に適時・適切な報告を行う。</p> <p>②監査役に報告を行なった当社の取締役、使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。</p> <p>(3) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>①監査役は、取締役会等の重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決算書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。</p> <p>②監査役は、代表取締役と適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。</p> <p>③監査役は会計監査人と定期的に意見交換を行い、必要に応じ、補助者として、弁護士、会計士その他の外部専門家等に依頼することができる。</p> <p>④監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当社は当該請求に係る費用または債務を速やかに処理する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査役は、事後的に当社にその償還を請求することができる。</p>
(6) 反社会的勢力排除に向けた体制	<p>①市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断することを基本方針とする。</p> <p>②反社会的勢力からの不当な圧力、要求に対して毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。</p> <p>③警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を推進する。</p>